

# <事務事業評価表の見方>

## 度事務事業評価（事後評価） （令和4年度実施事業）

課コード	0402	事業番号	01
事業開始年度	H27	事業終期年度	-
事業の分類①	法令等に基づき義務付けられている事務		
事業の分類②	内部管理		

部署室名	行財政部	課所名	行政管理課	担当名	松本	連絡先	3343
事業名	外部監査事業		事業の実施方法	業務委託			

根拠法令 地方自治法252条の27

事業内  
 事業の分類①では以下のとおり、事業の分類を示しています。  
 ・法令等に基づき義務付けられている事務  
 ・法令等に基づき義務付けられている事務(上乘せ)  
 ⇒法令等に定められている事務以上のサービスを市財源で負担して提供するもの  
 ・法令等に基づき義務付けられている事務(横出し)  
 ⇒法令等ではサービス対象外となる市民を市財源によって対象とし、サービスを提供するもの  
 ・市独自事業  
 法令等により市が実施することは義務付けられていないが、市の裁量で実施するもの

事業の分類②では以下のとおり、事業の分類を示しています。  
 ・ソフト事業：給付事業以外で、直接、市民を対象とする事業  
 ・内部管理：直接、市民を対象とする事業以外の事務のうち、行政の執行体制・組織の維持管理に必要な事業  
 ・給付事業：給付に関する事業

事業費等	人件費	①常勤職員	0.30	2,490,000	0.30	2,460,000	0.30	2,460,000	0.30	2,460,000	
		②会計年度任用職員	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
		合計A (①+②)	0.30	2,490,000	0.30	2,460,000	0.30	2,460,000	0.30	2,460,000	
	事業費内訳	①国・県支出金	0		職員1人が1年間に担う全業務量を1.00人工として、当該事業の業務量を算出しています。		0		0		
		②市債	0				0		0		
		③その他の財源	0				0		0		
		④一般財源	0				0		0		
		合計B (①~④)	0				0		0		
	総事業費合計 (A+B)	R3決算、R4当初予算、R4決算、R5当初予算の総事業費合計について、1割以上の増減または300万円以上の増減がある場合は、その理由を示しています。				12,000,000		12,000,000		14,460,000	
	事業費が増減した理由	R3年度に委託料の見直しを行い、●●委託料を300万円削減したため。(R3年度1000万円、R4年度700万円)									

成果	成果指標	包括外部監査結果に基づき講じた措置の実施率	R2年度	R3年度	R4年度	達成度
	成果指標の説明	包括外部監査の指摘や意見のうち、措置状況調査(年2回)において、措置を講じた割合	目標 98.0%	98.0%	98.0%	B 目標を80%程度達成した
			実績 70.4%	97.4%	96.8%	

事業の実績  
 年2回(7月1日時点、1月1日時点)の措置を講じた。  
 H27~R3年度までの意見及び指摘件数、上記意見及び指摘のうち、措置済み

事業がどのような状況になったら目的達成かを数値化したものを「成果指標」として設定し、どの程度達成できたかを以下のとおり示しています。  
 A: 目標を達成した、または目標を上回って達成した  
 B: 目標を80%程度達成した  
 C: 目標を50%程度達成した  
 D: 目標を大きく下回った

### 事業の評価 (Check: 見直し)

評価の視点	評価内容の説明	
必要性	社会的なニーズ 市が実施すべき妥当性 民間との連携	必要性、有効性、効率性のそれぞれの視点から事業の評価内容について説明を示しています。 適切な運営を確保するため、中核委託化の可能性 一部あり 委託可能な範囲 ○○事務のうち、申請受付事務 他市事例 あり ●●市、▲▲市
有効性	事業目的達成への繋がり 事業見直しの必要性 ニーズの傾向	地方公共団体の組織に属する外部の専門的な知識を有する監査人による外部監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実させることができる。また、監査人からの指摘や意見に対する措置の進捗管理を行うことで、改善を図り、適正な事務事業の執行につなげることができる。
効率性	活動量の成果 将来コストの見込み 受益者負担の適正度	監査結果を踏まえ、年2回の定期的な進捗状況の報告を求めており、措置内容について監査対象課と協議を行うことなどにより、措置率向上に努めている。委託料については、中核市平均を
外部評価・包括外部監査の指摘(概要)	外部評価において、事業の対象者、必	直近の外部評価(R3年度)または包括外部監査(R4年度)において、指摘を受けた場合、「外部評価、包括外部監査の指摘(概要)」と「指摘に対して講じた措置内容」を示しています。
上記に対する措置等	R4年度に、利用者アンケートを実施し、市民ニーズを把握した。その結果を踏まえ、R5年度からは○地区の開催回数を増やし、□地区での開催時間を変更することとし、	事業の成果や実績、必要性、有効性、効率性の視点での事業評価等を踏まえ、事業の総合的な評価を以下のとおり示しています。 A: 事業内容は適切である B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C: 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D: 事業の休・廃止を含めた検討が必要
事業を実施した上で課題等	指摘事項改善に向け、監査対象課を含めた全庁	
総合評価	A (事業内容は適切である)	
総合評価の説明	地方自治法252条の27に基づき、事業を適正に実施する観点から、事業の課題となっていたが、措置状況調査において、	事業の今後の方向性について、以下のとおり示しています。 ・現状のまま継続 ・見直しの上継続 ・縮小・再構築の方向で検討

### 今後の方向性 (Action: 改革改善)

今後の方向性	現状のまま継続
次年度の取組内容	指摘事項の改善に向け、監査対象課に対する必要な支援を行う。